

### 第3回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム（アクラ HLF）概要

平成20年9月8日

国際協力局総合計画課

#### 1. 概要

(1) 9月2日～4日に開かれた会合には、被援助国及びドナー国を含め100カ国以上から主に閣僚・準閣僚級の代表が参加し、また、世界銀行、地域開発金融機関、OECD、UNDP、UNICEF、WFP等の開発・人道関連の国際機関等からも総裁乃至事務総長級が出席した他、市民社会代表も多数出席した。

我が国からは、御法川外務大臣政務官が政府代表として出席し、4日の閣僚級会合において発言を行った。その他のドナーの主な出席者は、アレクサンダー英国援助庁長官、ジョワイヤンデ仏協力・仏語圏担当相、ヴィチヨレク＝ツォイル独連邦経済協力・開発相、ミシエル欧州委員会開発人道援助担当委員他、欧州の開発担当大臣、フォア米国国際開発庁長官、ゼーリック世銀総裁、黒田 ADB 総裁等。また、中国、インド、韓国、ベトナムを含むアジア、アフリカ、中南米等から多数の高官が出席した。

(2) 本会合は、2005年に策定された「援助効果向上に係るパリ宣言」や被援助国・ドナーが参加したコンサルテーションの結果を議論のたたき台として行われた。透明性の向上や説明責任の強化、結果志向の開発援助について議論する中で、これまでの援助効果向上の取組を検証するとともに、新興ドナーや市民社会との対話を深め、全体として援助効果の更なる向上のための展望について協議を行った。我が国は、本会合に向け、主に中国・インド等の新興ドナーと伝統的ドナーとの対話と連携の推進や、能力開発などの共同研究の観点から、積極的な貢献を行った。

(3) 全体会合と課題別の9つのラウンドテーブルからなる3日間の討議を終え、最終日の4日夕刻に、援助効果向上に向けた作業を加速させるためのドナー、被援助国、他関係者全ての政治的決意を示したアクラ行動計画（Accra Agenda for Action）が採択された（別添参照）。

(4) なお、この採択文書策定にあたっては、案がウェブ公開されてコメントを受け付けていた他、日本を含むドナーと被援助国の代表等で構成されるコンセンサスグループ会合（準備会合）の事務方が数ヶ月間かけて関係者の意見を聴取し、アクラにおいても3日間の議論の上、3日夕刻にはコンセンサスが成立し、案が完成していた。しかし、その直後、EU各国の開発担当大臣から、複数の項目に目標年次を入れる等、内容を変更すべきと、それまでのコンセンサスを覆す意見が出されたため、急遽4日にハイレベルによるコンセンサスグループ会合が開催され、AAA採択セッション直前に最終案が完成した。

### 3. アクラ行動計画の概要 (AAA : Accra Agenda for Action)

今次会合で採択された AAA は、被援助国がオーナーシップを持ち、ドナーはドナー同士の調整をより進め、共に説明責任を高めるために取組んで行くべき内容が示されている。

AAA で合意された主なポイントは以下の通り。

#### (1) 予測性 (para26) :

ドナーは被援助国に対し、3~5 年間の援助計画 (expenditure and/or implementation plans) の情報を提供する。援助計画は、被援助国のマクロ経済及び中期計画に反映させる資源配分の情報 (indicative resource allocation) を含むものとする。

#### (2) カントリーシステムの活用 (para15) :

援助実施の際、ドナーの制度よりも被援助国の制度を一義的に活用する。ドナーは、カントリーシステムの活用にかかる計画を直ちに策定する。また、プログラムによる協力 (programme based approaches: PBA) の促進を含め、政府間援助の 50%以上をカントリーシステムで実施する。

#### (3) 分業 (para17) :

被援助国内におけるドナーの分業を更に進めるため、DAC 援助効果作業部会が中心となって「被援助国主導の分業」 (country-led division of labour) にかかる好事例の方針 (good practice principles) を策定し、促進のための計画を策定の上、2009 年に進捗を評価する。

また、国際的分業 (international division of labour) の対話を 2009 年 6 月までに開始する。さらに、これまでドナーの関心が低く十分な援助が実施されていなかった国への支援についても対話を進める。

#### (4) コンディショナリティー (para25) :

コンディショナリティーは、ドナーと被援助国が相互に合意した被援助国の開発戦略に基づくものに限定する。達成状況はドナーと被援助国が共同で判断する。オーナーシップを含めたパリ宣言の精神を反映したコンディショナリティーのあり方を国際レベルで検討する。

#### (5) アンタイド (para18) :

ドナーは、現地・地域調達促進のため、調達制度の透明性を高める。また、アンタイド化を促進するための計画を策定する。企業の社会的責任 (corporate social responsibility) の国際的取り決めに尊重する。

#### (6) 南南協力・新たな開発の主体者 (para19) :

被援助国間で行われている南南協力と、南南協力をドナーも含めた三角協力について、有効性を改めて認識し、奨励する。南南協力は、内政不干渉、関係者の平等性、独立性や国家主権、文化、現地の状況を尊重することを原則 (principles) とする。

(了)